

博士學位論文

内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

第24号

(平成26年3月授与分)

武蔵大学

はしがき

本号は学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)第8条の規定による公表を目的として、平成26年3月6日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査の結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は学位規則第4条第1項(いわゆる課程博士)によるものであり、乙は学位規則第4条第2項(いわゆる論文博士)によるものであることを示す。

目 次

学位記番号	学位の種類	氏名	論文題目
乙第 14 号	博士（社会学）	小林 直美	テレビニュースに表象される女性被害者 ～内容分析による男性被害者との比較研究～

氏名（本籍）	小林 直美（東京都）
学位の種類	博士（社会学）
学位記番号	乙 第 14 号
学位授与日	平成 26 年 3 月 6 日
学位授与の要件	学位規則(昭和 28 年 4 月 1 日文部科学省令第 9 号)第 4 条第 2 項該当
学位論文題目	テレビニュースに表象される女性被害者 ～内容分析による男性被害者との比較研究～

審査委員	主査	教 授	小田原 敏
	副査	教 授	山下 玲子
	副査	教 授	千田 有紀
	副査	名誉教授	小玉 美意子
	副査	名誉教授	井上 輝子（和光大学）

論 文 内 容 要 旨

本研究論文は、テレビニュースを分析対象として、ニュースにおける女性被害者報道の特徴と問題点を明らかにしようとしたものである。報道量や報道の様式（映像・語り・被取材者など）を引き出し、それらを男性被害者報道と比較することによって、ジェンダー論的課題を示している。

この研究において、テレビニュースで描かれる女性被害者には、様々な特徴と問題点が見出され、これらから女性被害者を扱ったニュースは、まず次の3つ機能を有していると氏は考えている。

身体的犯罪の捜査段階の報道が多い女性被害者報道の機能の一つ目は、テレビ画面の前で犯人捜しをする視聴者を生み出す「サスペンスドラマ機能」、2つ目は、被害内容やプライバシーの提示によって受け手の感情を喚起しやすい「感情増幅機能」、3つ目は「支配的コード付与機能」である。これは、S.ホールの「エンコーディング」と「デコーディング」を行う「記号論モデル」に基づき、テレビニュースは記者や制作者の価値観に基づき女性被害者を多く取り上げ、「支配的コード」を社会に流布する。この「支配的コード」には支配的権力つまり主流メディアの送り手が持つ「優先的意味付け」として機能し、結果的に女性被害者にまつわる社会規範やジェンダー秩序を形成する、としている。

内容分析の結果では、1日平均 1.8 本の身体的被害の事件報道があり、全ニュース本数と時間の約 1 割を占めていた。それらは警察発表に代表される「官公庁等」の情報源に 89.5% 依拠し、内容分析対象期間中もっともよく報じられたのは身体的犯罪によって死亡した未成年の被害者で

あった。なお、男性、女性の報道量比較では、氏名ありの報道が女性被害者のケースが男性の1.6倍、年齢ありが1.7倍、顔映像ありは1.2倍と、いずれも男性被害者事件に比べて女性のほうが多く報道されていたことが示されている。

また、個々のニュースを分析した結果、使われる映像は、警察による事件の現場検証、事件を象徴する出来事・場所の映像、容疑者・被害者の顔映像、インタビュー映像などの要素で構成されており、これを氏は、犯罪の残酷さやリアルさを視聴者に示すために構築された犯罪報道のひとつの形式だとしている。

分析結果をまとめると、男性被害者と女性被害者の違いでは、女性被害者は「性別」、「犯罪分類」、「年齢」、「氏名」、「死亡」、「顔映像」、において男性被害者より多く取り上げられ、しかも繰り返し報道されやすいこと、女性被害者は男性被害者と比較するとプライバシー（性別、氏名、年齢、顔映像）がより多く報道されること、を指摘している。

論文の後半では、前半の報道実態の問題点をふまえ、女性被害者の報道被害や問題の現実的解決策について言及している。第5章では司法や行政、マスメディアの取り組みについて取り上げており、特にマスメディアの報道被害救済については国内外の取り組みを比較している。この中では、司法や行政による救済も重要であるが報道被害の救済でもっとも重要なことは、マスメディア自身による倫理の規定、気軽に報道被害を訴えることができる第三者機関の設立と運営であることだとしている。ジェンダーの視点からは、海外の倫理規定にジェンダー・センシティブの項があり、被害者学という視点から見れば、アメリカの全米被害者支援センターが作成した「取材される側の権利」が、被害者とその家族にとって役立つとしている。

背景にある学識

小林直美氏は、武蔵大学において博課前期課程を修了後、博士後期課程に進学。その間、メディアとジェンダーについての研究を重ねてきた。単位取得したのち退学し、その後は研究を継続しつつ、いくつかの研究テーマと関連のある職場に勤務した。すなわち、埼玉県男女共同参画推進センター「With You さいたま」、そして、内閣府男女共同参画局等に期限付き職員として採用され、ジェンダーに関する広報関連の実践的経験を積んだ。

小林氏は、これまでジェンダー論的視点を持ち、長くテレビニュース研究を行ってきた。特にテレビニュース比較研究では、共同研究を10年の長きにわたり続け、その成果を学会でも何度か発表してきた。研究の特色は、印象論や評論的ニュース論ではなく、実証的にメディアを分析していくものである。この視座は、内容分析や実際の制作者にインタビュー調査を加えながら、ほぼ30年間、実証的研究の方向性を堅持してきた「小玉美意子名誉教授主催、テレビニュース研究会（後に国際テレビニュース研究会）」での研究によって得られたものと思われる。このテレビニュース研究会の特徴は、たとえばアメリカのテレビニュースと日本のその相対的差異をみつけ、それらを詳細に比較することによって、どちらがいいか、あるいはあるべきか、という発想ではなく、どうしてそのような差異が出てくるのか、その社会的背景やジャーナリズム状況、あるいは

はメディアの成り立ちや現実のジャーナリズム活動について、分析を加えるもので、この方法によりこれまで数多くの知見を引き出し、公表してきた。小林氏もこの中で重要な役割を果たしてきている。

今回、小林氏の論文で明らかとなったものは、たとえばニュース報道娯楽化など最近のメディア研究文献をしっかり読み込んでいること、報道被害に関する研究や、その法的側面についての基礎的知識を有すること、さらには、報道被害についての先行研究をよく理解していることである。そのうえでの内容分析であり、問題解決の提言でもある。

小林氏の研究手法は、このように、文献、理論に偏りがちな院生時代に、実証的研究で鍛えられた研究手法を用い、析出された現実の問題から、逆に理論的背景を探り、知見を構成していくというものであり、若手研究者としての学識は、特にジャーナリズム研究やメディア関連のジェンダー研究において十分なものがあると思われる。

論文の構成と研究方法

本論文は、次のような構成をとっている。

序章で近年の報道被害について触れ、事件報道の中で被害者は「報道される」ことで二次被害を受けていることを問題視し、本論文は、女性の被害者がジェンダー差別を受けることでいっそう二次被害が大きくなっていることを、実証的に明らかにして行くことを目的としている。その後の章は、その実証の過程を追う展開となる。大きく分けて背景について述べる1～2章、実証するためのニュース内容分析を行った3～4章、解決への糸口を述べる5～6章となっている。

1～2章は事件報道に関する日本のジャーナリズムの実態とその理論的背景である。最近のニュース報道のあり方が二次被害を生んでいることに着目して、第1章では「事件報道の娯楽化」傾向を明らかにし、第2章では、男性中心のマスコミ界にあって女性は好奇心の対象として見られている実態を明らかにしている。

第3～4章は氏がもっとも力を注いでいるテレビニュースの内容分析である。多くの人が見る夜のテレビニュース番組3つをとりあげ、その中で事件がどのように報道されているかについて、第3章では量的に、第4章では質的に分析調査している。その調査方法は、テレビニュースの全分野にわたる調査法に基づいているため、やや広範すぎるきらいはあるが、それにより、背景にあるテレビニュースの全体的傾向がわかるので、その中での本論文テーマ「事件報道におけるジェンダー問題」の理解を助けてはいる。なお、この内容分析部分は大変時間のかかる作業を丹念に行っており労作であることが認められる。ここで氏は、女性の被害者は実際の発生件数よりも量的に多く報道されていることを示し、報道形式の面でも特殊な扱いを受けるとともに、質的に女性は性的な取扱いを受け、ジェンダー・ステレオタイプにもとづく先入観で切り取られていることも示している。

指摘した問題の解決策について述べたのがその後の章である。第5章では、主として一般的な報道被害の救済方法について述べ、第6章では、女性の少ない日本のジャーナリズム界における

ジャーナリストのあり方について、採用と教育で改善が必要だとしている。

全体が、1～2章、3～4章、5～6章の3部構成になっているが、各ブロックの関連が若干明確さに欠けるきらいがあるが、おおむね妥当な構成と研究方法だと思われる。

論 旨 の 妥 当 性

報道にジェンダー的な問題があることは以前から指摘されていたが、その多くは印象論であり、分析調査の多くは印刷媒体を対象としていた。

テレビニュースに関しては分析が非常に複雑で手間がかかることから、あまり実証的な調査はなされてこなかった。氏は、テレビニュースの一般的な分析研究に既に携わっていたので、その手法を踏襲することでこれらの分析が可能になったと思われる。また、様々なニュース項目の中でも事件の被害者にしぼることで、一般的なニュースよりも明確にジェンダー的な問題点を指摘することができている。

論旨は一貫しており大きな破綻はないが、現実の犯罪や事件の数字において、内容分析で前提とする基準が十分に示されていないのは、妥当性の判断に影響するかもしれない。たとえば、身体的犯罪で性的犯罪では男性被害者の報道はゼロですべて女性であると指摘しているが、現実の事件で男性被害者の性的犯罪がどの程度あるのかが明確に示されなければ妥当性を判断できない、というふうに、判断を保留せざるを得ないところが若干ではあるが残る。

ただし、分析全体をみれば検証方法はおおむね妥当なものであり、それは全体としての論旨の妥当性にもつながっていると判断できる。

オ リ ジ ナ リ テ ィ ー と 課 題

ジェンダーとメディア研究者の間では、メディア表現にジェンダーによるダブルスタンダードがあることは既に認識されていたため、その意味ではオリジナルなテーマとはいえない。しかし、現実のテレビニュースを分析し、事件の被害者報道に絞って実証的に事実を証明したことはあまりなく、また、「被害者学」の視点からこれを論じ、その解決策にまで総合的に言及しているものはこれまで無かった。[テレビニュース(媒体)＋量的・質的内容分析(手法)＋被害者学(アプローチ)]という組み合わせは、これまでのマスコミュニケーション論にはなく、オリジナルなものであると判断する。544本もの被害者報道を、犯罪分類、報道段階、性別・年齢への言及の有無、実名か匿名か、情報源、インタビュー等々の視点から、量的に傾向を明らかにした点は評価できる。

課題としては、仮説を立てて調査をスタートしているにもかかわらず、その結果について、明確な表現で仮説と結果の関係について言及が乏しいことをまず指摘したい。第二に、文献研究も分析調査も、それぞれの項目につき調査内容が説明されているが、これらは各項目の理解には役

立つが、仮説に対する関連性は今ひとつ明確でない。第三に、全体として見た場合、論文を構成する各ブロック相互の連関が必ずしもはっきりしておらず、各章が別々に存在する印象を受ける。

また、分析についても、たとえば4章では質的分析と名乗りつつ、あらかじめ用意した項目のチェックにとどまっている感があり、事実報道型、ヒーロー／ヒロイン型、悲劇型、悪女型のそれぞれについて、もう少し、報道の中身と報道の仕方について、質的に踏み込んだ分析をしてほしかった。

さらに同じ質的分析において、個々のケースと分析の間にやや乖離がみられるように感じられる。例えば「女性被害者報道の特徴と機能」の支配的コード付与機能において、アクティブ・オーディエンスによる「交渉的な読み」「対抗的な読み」の可能性が示唆されるが、少なくとも一つの事例でもよいので、その可能性について、詳細に論じたりするべきなのではなかったろうか。

内容分析と、第6章の「ジェンダー・センシティブな報道—教育とケア—」がどうつながるのかも不明瞭である。内容分析は表象のレベルの問題だが、その表象がどのように生産されるのかについての分析であるとしたら、やや安易な図式かもしれない。この部分の連関も明らかにする必要があった。

また、小林氏の論では、犯罪報道が実際の事件認知件数と乖離があるという前提だが、認知件数と事件そのものの社会的重要性は別問題であり、事件の件数が少ないからといって報道も少なくていいわけではない、という根本的な前提についても指摘しておかねばならない。

とはいえ、課題はまだあるものの、本論文からは、全体として氏の研究に対する真摯で熱心な態度が察せられる。仮説に基づいて、内容分析という実証的なアプローチにより、客観データから論拠を得ながら、本来あるべきバランスへ向かうべきという研究の意欲と試みは評価されるべきであろう。

審査の内容と結果

口述試験：2013（平成25）年11月30日実施

英語試験：引用文献リストに翻訳のない英語文献が複数あるためこれをもって試験に代えた

その他の試験：2013（平成25）年11月18日～30日 フランス語文献の翻訳を課し提出させた
（本研究科西村淳子教授による評価に審査委員全員が合意）※評価・意見添付

審査結果

本審査委員会は、小林直美氏の「テレビニュースに表象される女性被害者 ～内容分析による男性被害者との比較研究～」を、博士論文としての水準を満たすものと判断する。

平成 26 年 6 月 発行

発行 武蔵大学

編集 武蔵大学 運営部大学庶務課

〒 176-8534 東京都練馬区豊玉上 1-26-1

TEL. 03(5984)3713
